



重加算税全部取消し／「従業員旅行費用」と出納帳に記載

－従業員旅行の代わりとして現金を支給したにすぎないのに！－

重加算税の賦課要件である国税通則法 68 条に定める「偽装・隠ぺい」と、除斥期間について同法 70 条が定める「偽りその他不正の行為」とは、相互に重なり合う部分があるところから、双方の要件を満たしたとして課税処分が行われた場合、税負担は非常に重くなります。今回、情報公開法に基づき開示された現金出納帳への記載を巡って争われた非公開裁決は、実務に役立つ裁決として活用されることが期待されています。(平成 22 年 6 月 2 日非公開裁決 ①平 13 年 2 月～16 年 1 月各事業年度法人税、平 17 年 2 月～20 年 1 月各課税期間消費税及び地方消費税・全部取消し、②平 16 年 2 月～20 年 1 月各事業年度法人税・一部取消し) (TAINS コード F0-2-379)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

この事件は、審査請求人 A 社が福利厚生費として損金の額に算入した費用の一部について、原処分庁が、A 社の代表取締役甲に支給した賞与を従業員旅行費用であると偽装して現金出納帳に記載していたなどとして行った原処分に対し、A 社が、隠ぺい又は偽装の行為はないとして、その全部の取消しを求めたという事案です。

2 争点

争点は、次の 2 点です。① A 社に国税通則法 68 条 1 項に定める隠ぺい・偽装行為があったか否か。② A 社に同法 70 条 5 項に定める偽りその他不正の行為があったか否か。

3 審判所の判断

審判所は、次のように判断して、課税処分の全部及び一部を取り消しました。

(1) 原処分庁は、この金員が代表者に対する賞与であり、実施されていない従業員旅行費用であると偽装した旨主張するが、このうち、平成 13 年 10 月 28 日支出分については、従業員旅行が行われていたのだから、現金出納帳の記載は事実と相違なく、隠ぺい・偽装の行為があったとはいえない。

(2) また、この年 8 月 31 日の支出分については、現金出納帳の同日支出分に関する「摘要」欄の記載内容が同年 10 月 28 日の支出と同様に、具体的な旅行先が記載され、平成 14 年 1 月 9 日以降の記載内容とは明らかに異なることが認められ、これに沿う甲の答述からすると、平成 13 年 8 月 31 日支出分について従業員旅行が行われていたと認めることができるから、現金出納帳の記載は事実と相違なく、やはり事実の偽装又は隠ぺい行為があったとはいえない。

(3) 他方、平成 14 年 1 月 9 日以降支出分については、従業員旅行が行われていないことは原処分庁の主張するとおりである。ただ、本件金員のうち同日以降支出分が甲から役員及び従業員に交付されたとはいえ、A 社の現金管理を行っているのは甲であることからすると、この現金交付が A 社の業務として行われた可能性が高く、代表者甲個人の行為として行われていたとまではいうことができない。

(4) A 社は、従業員旅行の代わりとして、役員及び従業員に現金を支給したことから、現金出納帳に従業員旅行費用と記載していたにすぎないと認めるのが相当であり、A 社が、役員及び従業員に対して支給した現金について、現金出納帳に従業員旅行費用と記載したことだけをもって、隠ぺいし、又は偽装の行為を行っていたとはいえず、同法 70 条 5 項に規定する偽りその他不正の行為につき、A 社に隠ぺい又は偽装の行為があったとする原処分庁の主張が相当でないことは、上記のとおりであり、他に何らかの偽計その他の工作を伴う不正の行為があったと認めるに足る証拠もないことから、原処分庁の主張は採用できない。

(税法データベース編集室 朝倉 洋子)

◇以上の裁決例について詳細(全文・A 4 判 19 頁)が必要な方は、送料実費とも 1,500 円(税込み)で頒布しますので下記あてご一報ください。